児童生徒の携帯電話(スマートフォン等)の使用に関する基本方針

和歌山市教育委員会

近年、携帯電話(スマートフォン等)の急速な普及により、高度通信情報社会が身近なものとなってきている。一方で、依然として携帯電話(スマートフォン等)をめぐる様々な問題が発生しており、これからも情報機器の進展に伴い、新たなトラブルが発生することが懸念される。

ついては、学校と家庭、地域や行政が連携・協力し、児童・生徒に対して情報モラル、情報活用能力を身に付けるための教育を推進し、主体的に判断し、正しく行動できる資質や能力を養うことが重要であることから、次のとおり基本方針を定める。

- 1. 学校における携帯電話 (スマートフォン等) の取扱いについて
- (1) 小学校・中学校
 - ・携帯電話(スマートフォン等)は、学校における教育活動に直接必要のないものであることから、 学校への持ち込みを原則として禁止すること。
 - ・緊急連絡のためなど、やむを得ない理由のある場合は、保護者から校長に対して、持ち込みの申請をさせ、例外的に許可すること。その際、校内での使用は禁止し、登校後に一時的に預かり、下校時に返却するなど、学校での教育活動に支障がないよう配慮すること。
- (2) 高等学校
 - ・携帯電話(スマートフォン等)は、学校における教育活動に直接必要のないものであることから、 授業中の生徒によるスマートフォン等の使用を禁止したり、学校内での使用を一律に禁止したりす るなど、学校及び地域の実態を踏まえ、学校での教育活動に支障がないよう使用を制限すること。
- 2. 学校における携帯電話 (スマートフォン等) の指導について
- (1) 学校における情報モラル教育等の取組について
 - ・児童生徒の携帯電話(スマートフォン等)の利用の実態把握に努めるとともに、情報モラル教育を 発達段階に応じて体系的に推進すること。
 - ・児童生徒が情報を主体的に活用できる能力を高め、インターネット等を使用する場合のルールやマナーなど、他人への影響を考えて行動することや、個人情報の流出防止、架空請求、有害情報等の対応について指導を強化し、情報化社会の一員として、自覚と責任ある態度を養うこと。
- (2)「ネット上のいじめ」等に関する取組について
 - ・ネット上においても、いじめは絶対に許さないという立場から、いじめ等に対する取組の更なる徹底を進めること。また、日ごろから児童生徒の小さなサインを見逃さず、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けて取り組むこと。
- 3. 家庭や地域との連携について

携帯電話(スマートフォン等)の使用における問題点や危険性については、関係機関や専門家との連携を密にし、PTA 研修会や地域懇談会等の場を通じて、保護者や地域社会に対して積極的な啓発活動に努めること。

- ・携帯電話(スマートフォン等)の使用における問題点や危険性については、児童生徒と保護者の 間で認識のギャップがあるため、買い与える場合は、保護者がそれらを十分理解したうえで判断 すること。
- ・家庭内ルール(利用目的・利用時間・利用場所等)を作り、守ること。また、学校の指導方針に 従い、学校にスマートフォン等を持ち込まないこと。
- ・適切な利用環境を設定するために、必要ない機能を制限したり、フィルタリングの機能を設定したりすること。